

扶養義務者の範囲

直系

【留意事項】

扶養義務者が受給者と生計を同一にしている場合(受給者が養育者のときは養育者の生計を維持している場合)は、所得制限の対象となる。

養子縁組をした場合は、民法第722条の規定により、血族とみなす。

離縁した場合には、当然に親族関係は終了する。

内縁関係・事実婚の状態にある場合には、配偶者とみなす。

民法第877条第1項に規定する扶養義務者

